

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 文化観光課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長文城第8号
委 託 業 務 名 称	長浜城歴史博物館 空調設備保守点検業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市公園町10番10号 長浜城歴史博物館
業 務 の 概 要	長浜城歴史博物館の空調設備にかかる保守点検業務 ①機器等冷房切り替えおよび点検等業務 ②機器等冷房中保守管理業務 ③機器等暖房切り替えおよび点検等業務 ④機器等暖房中保守管理業務 ⑤天埋式ファンコイルユニットおよび関連機器保全業務 ⑥除湿器および加湿器の点検保全業務 ⑦機器等稼働期間中以上等発生時の点検業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	2, 507, 340円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 草津市野路東5丁目11-31 [商 号 又 は 名 称] 株式会社エステック
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜城歴史博物館の空調機器設置業者で、設置空調設備について熟知していることから設備の適切な管理と緊急時の迅速な対応がとれるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。